

政令案における土地の要件

○土地の要件

政令で定めることとされている事項

他人による使用が予定される土地
(法2条3項3号関係)

崖の基準 (法5条1項1号関係)

**隣接する土地の所有者等との争訟によらなければ通常
の管理又は処分をすることができない土地**
(法5条1項4号関係)

**その他の通常
の管理又は処分をするに当たり
過分の費用又は労力を要する土地**
(法5条1項5号関係)

政令案の主な内容

・墓地、境内地、現に通路・水道用地・用悪水路・ため池の用に供されている土地

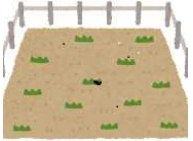
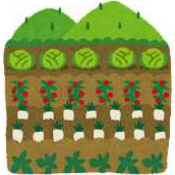


・勾配が30度以上であり、かつ、高さが5メートル以上のもの

・隣接所有者等によって通行が現に妨害されている土地
・所有権に基づく使用収益が現に妨害されている土地

- ・土砂崩落、地割れなどに起因する災害による被害の発生防止のため、土地の現状に変更を加える措置を講ずる必要がある土地（軽微なものを除く）
- ・鳥獣や病害虫などにより、当該土地又は周辺の土地に存する人の生命若しくは身体、農産物又は樹木に被害が生じ、又は生ずるおそれがある土地（軽微なものを除く）
- ・適切な造林・間伐・保育が実施されておらず、国による整備が追加的に必要な森林（軽微なものを除く）
- ・国庫に帰属した後、国が管理に要する費用以外の金銭債務を法令の規定に基づき負担する土地
- ・国庫に帰属したことに伴い、法令の規定に基づき承認申請者の金銭債務を国が承継する土地

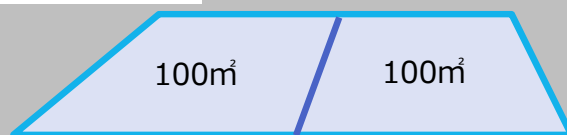
政令案に基づく負担金算定の具体例

負担金算定の具体例

<p>① 宅地</p> 	<p>面積にかかわらず、<u>20万円</u></p> <p>ただし、一部の市街地の宅地については、面積に応じ算定</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: right;">(例)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">100㎡</td> <td style="text-align: right;">約55万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">200㎡</td> <td style="text-align: right;">約80万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⋮</td> <td style="text-align: center;">⋮</td> <td></td> </tr> </table>	(例)			100㎡	約55万円		200㎡	約80万円		⋮	⋮	
(例)													
100㎡	約55万円												
200㎡	約80万円												
⋮	⋮												
<p>② 田、畑</p> 	<p>面積にかかわらず、<u>20万円</u></p> <p>ただし、一部の市街地、農用地区域等の田、畑については、面積に応じ算定</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: right;">(例)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">500㎡</td> <td style="text-align: right;">約72万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1,000㎡</td> <td style="text-align: right;">約110万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⋮</td> <td style="text-align: center;">⋮</td> <td></td> </tr> </table>	(例)			500㎡	約72万円		1,000㎡	約110万円		⋮	⋮	
(例)													
500㎡	約72万円												
1,000㎡	約110万円												
⋮	⋮												
<p>③ 森林</p> 	<p>面積に応じ算定</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: right;">(例)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1,500㎡</td> <td style="text-align: right;">約27万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">3,000㎡</td> <td style="text-align: right;">約30万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⋮</td> <td style="text-align: center;">⋮</td> <td></td> </tr> </table>	(例)			1,500㎡	約27万円		3,000㎡	約30万円		⋮	⋮	
(例)													
1,500㎡	約27万円												
3,000㎡	約30万円												
⋮	⋮												
<p>④ その他</p> <p>※雑種地、原野等</p> 	<p>面積にかかわらず、<u>20万円</u></p>												

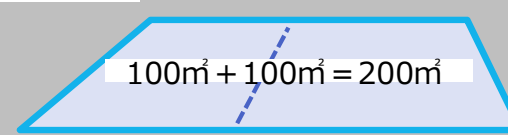
※ 申請人の負担軽減を目的として、政令案第5条の規定により、承認申請者は、法務大臣に対し、隣接する2筆以上の土地について、一つの土地とみなして、負担金の額を算定することを申し出ることができる。

1筆ごとに算定



例 宅地：100㎡の土地×2 = 原則40万円

面積を合算



例 宅地：200㎡の土地×1 = 原則20万円

例 隣接する2筆の土地を申請する場合
(例：市街化区域外の宅地)

<政令案に基づく負担金算定表>

① 宅地のうち、都市計画法の市街化区域又は用途地域が指定されている地域内の土地

面積区分	負担金額
50㎡以下	国庫帰属地の面積に4,070（円/㎡）を乗じ、208,000円を加えた額
50㎡超100㎡以下	国庫帰属地の面積に2,720（円/㎡）を乗じ、276,000円を加えた額
100㎡超200㎡以下	国庫帰属地の面積に2,450（円/㎡）を乗じ、303,000円を加えた額
200㎡超400㎡以下	国庫帰属地の面積に2,250（円/㎡）を乗じ、343,000円を加えた額
400㎡超800㎡以下	国庫帰属地の面積に2,110（円/㎡）を乗じ、399,000円を加えた額
800㎡超	国庫帰属地の面積に2,010（円/㎡）を乗じ、479,000円を加えた額

② 主に農用地として利用されている土地のうち、次のいずれかに掲げるもの

ア 都市計画法の市街化区域又は用途地域が指定されている地域内の農地

イ 農業振興地域の整備に関する法律の農用地区域内の農地

ウ 土地改良事業等（土地改良事業又はこれに準ずる事業であって、農地法施行規則第四十条第一号及び第二号イ若しくはロに規定する事業）の施行区域内の農地

面積区分	負担金額
250㎡以下	国庫帰属地の面積に1,210（円/㎡）を乗じ、208,000円を加えた額
250㎡超500㎡以下	国庫帰属地の面積に850（円/㎡）を乗じ、298,000円を加えた額
500㎡超1,000㎡以下	国庫帰属地の面積に810（円/㎡）を乗じ、318,000円を加えた額
1,000㎡超2,000㎡以下	国庫帰属地の面積に740（円/㎡）を乗じ、388,000円を加えた額
2,000㎡超4,000㎡以下	国庫帰属地の面積に650（円/㎡）を乗じ、568,000円を加えた額
4,000㎡超	国庫帰属地の面積に640（円/㎡）を乗じ、608,000円を加えた額

③ 主に森林として利用されている土地

面積区分	負担金額
750㎡以下	国庫帰属地の面積に59（円/㎡）を乗じ、210,000円を加えた額
750㎡超1,500㎡以下	国庫帰属地の面積に24（円/㎡）を乗じ、237,000円を加えた額
1,500㎡超3,000㎡以下	国庫帰属地の面積に17（円/㎡）を乗じ、248,000円を加えた額
3,000㎡超6,000㎡以下	国庫帰属地の面積に12（円/㎡）を乗じ、263,000円を加えた額
6,000㎡超12,000㎡以下	国庫帰属地の面積に8（円/㎡）を乗じ、287,000円を加えた額
12,000㎡超	国庫帰属地の面積に6（円/㎡）を乗じ、311,000円を加えた額